

青森県報

第三千五百八十四号

平成二十四年
八月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	…	一
障害者自立支援法による一般相談支援事業者の指定……………	(同)	…	一
過疎地域自立促進特別措置法による町道に関する工事の完了……………	(道路課)	…	二
過疎地域自立促進特別措置法による町道に関する工事の施行……………	(同)	…	二
公 告……………	(同)	…	二
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(情システム課)	…	二
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課)	…	三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(同)	…	三
右 同……………	(同)	…	三
右 同……………	(同)	…	四
右 同……………	(同)	…	四
出先機関……………	(同)	…	四
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(三八地域民局)	…	四
右 同……………	(同上)	…	四
右 同……………	(同上)	…	五
教育委員会……………	(同上)	…	五
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(学校施設課)	…	六

告 示

青森県告示第六百五十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
社会福祉法人やすらぎ会	八戸市大字松館	八戸市西白山台六丁目九の三六	共同生活介護	八戸市西白山台六丁目九の三六	平成二十四・九・一

青森県告示第六百五十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社ピリアブケア	青森市長島三丁目一の一	青森市長島三丁目一の一	地域移行支援	八戸市類家四丁目八の一	平成二十四・九・一

株式会社 リブケア	青森市長島三丁目一	地域定着支援	ピリアーセン	八戸市類家四丁目八の一	"
株式会社 つがる市柏上古	川八重崎三七の二二三	地域移行支援	相談支援事業所ウイール	五所川原市大字藻川字川袋二八〇の二〇	"
株式会社 つがる市柏上古	川八重崎三七の二二三	地域定着支援	相談支援事業所ウイール	五所川原市大字藻川字川袋二八〇の二〇	"

青森県告示第六百五十二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の町道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十四年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一〇の九六から西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一二〇の二まで	改築（道路改良）	平成二四・七七

青森県告示第六百五十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり町道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十四年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
-----	---------	-------	---------

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一〇の九六から西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一二〇の二まで	改築（道路改良）	平成二四・八
-------	--	----------	--------

- 一 物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年八月十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森共同計算センター
青森市第二問屋町三丁目一〇の二六
- 六 契約金額
九百二十六万千円
- 七 契約の相手方を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十四年六月二十九日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年八月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森じゃわめぎ隊

三 代表者の氏名

工藤 信孝

四 主たる事務所の所在地

青森市筒井一丁目九の二三ニュータウンこん六号

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市民を中心に広く個人、団体に対して伝統芸能の継承と人材育成、地域のコミュニケーションとネットワークづくりに関わる事業を行い、個々の地元への愛着を滋養し、伝統芸能文化の理解と発展、地域の活性化、人材育成及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドアドアらうんど・青森

三 代表者の氏名

佐藤 智子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字石江字江渡一〇四の一三

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市周辺地域に在住する高齢者・障がい者とその家族・子ども達
が、共に人間らしく豊かに暮らしていくための事業を行い、地域福祉の増進に寄与
することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年八月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生前契約青森ライフサポート

三 代表者の氏名

佐藤 立治

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、超高齢化社会の到来に備え、青森市を基点として生前契約に関する広報、啓蒙、相談業務及びその他の死後事務処理の受託業務を行うことで、高齢者を中心とした人々に対し総合的な支援活動を繰り広げていくことにより、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年八月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プラットフォームあおもり

三 代表者の氏名

米田 大吉

四 主たる事務所の所在地

青森市大字浅虫字蛸谷六五の五二

五 定款に記載された目的

この法人は、ひとりでも多くの青森県民が望ましい働き方ができるように、一社でも多くの企業が安定して雇用を継続しうる経営ができるように、企業経営支援とナレッジの共有、そして働く人の自立を支えるキャリア支援を、年度を越えて一元・継続的に行うためのプラットフォームとしての役割を果たすことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年八月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八戸地域保全ネットワーク

三 代表者の氏名

小林 敏春

四 主たる事務所の所在地

八戸市沼館二丁目二七の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及び周辺市町村の市民に対し、不便を感じる住宅、公共施設などについての相談、クレームを受け付け、これに対し修繕・改修等を通じた支援事業や建築の安全性審査を行い、地域社会の住環境の向上を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蛸川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年八月二十九日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	佐々木寿一	三戸郡五戸町大字切谷内字粒ヶ谷地二七	平成 二〇・七・二六就任
理事	大久保正俊	三戸郡五戸町大字切谷内字大森二二	平成 二〇・七・二六就任
理事	橋 敬悦	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	松坂 郁夫	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	鈴木 勝康	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	小保内健一	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	佐々木義徳	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	佐々木健三	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	佐々木健造	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	山田 光義	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	佐々木一春	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	松坂 勝二	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	佐々木英助	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	大久保正俊	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	橋 敬悦	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	佐々木文男	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	川崎 一雄	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	松坂 郁夫	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	鈴木 勝康	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	小保内健一	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	佐々木義徳	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	佐々木健三	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	山田 光義	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	松坂 勝二	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	平成 二〇・七・二六就任

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥瀬堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年八月二十九日

上北地域農局長 中 田 哲

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	市澤 善一	十和田市大字沢田字西村一七	平成 二〇・七・二六就任
理事	小笠原人志	大字奥瀬字下川目二三〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	西村 誠	大字沢田字深堀平一七一の三	平成 二〇・七・二六就任
理事	工藤 實	字種井沢二二四	平成 二〇・七・二六就任
理事	太田 久登	字後平二四	平成 二〇・七・二六就任
理事	小川 清利	字篠田地二〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	漆畑 武志	大字法量字谷地端六二の三	平成 二〇・七・二六就任
理事	小笠原正男	大字奥瀬字上通四九の二	平成 二〇・七・二六就任
理事	小林 弘	大字沢田字三日市六八	平成 二〇・七・二六就任
理事	中屋敷鉄男	字下洗二三の一	平成 二〇・七・二六就任
理事	下山 定夫	字中道五七の一	平成 二〇・七・二六就任
理事	澤井 勝美	字向村一四	平成 二〇・七・二六就任
理事	漆坂 勝男	大字奥瀬字中ノ渡一七五の二	平成 二〇・七・二六就任
理事	市澤 善一	大字沢田字西村一七	平成 二〇・七・二六就任
理事	小笠原人志	大字奥瀬字下川目二三〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	小川 定義	大字沢田字袖山二の三	平成 二〇・七・二六就任
理事	中屋敷鉄男	字下洗二三の一	平成 二〇・七・二六就任
理事	加賀 訓	字高屋七	平成 二〇・七・二六就任
理事	太田 久登	字後平二四	平成 二〇・七・二六就任
理事	高淵 耕一	大字奥瀬字立石一四の六	平成 二〇・七・二六就任
理事	小川 清利	大字沢田字篠田地二〇	平成 二〇・七・二六就任
理事	小笠原正男	大字奥瀬字上通四九の二	平成 二〇・七・二六就任
理事	小林 弘	大字沢田字三日市六八	平成 二〇・七・二六就任
理事	下山 定夫	字中道五七の一	平成 二〇・七・二六就任
理事	澤井 勝美	字向村一四	平成 二〇・七・二六就任
理事	漆坂 勝男	大字奥瀬字大堀平一六六の二	平成 二〇・七・二六就任

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月二十九日

青森県教育委員会教育長 橋 本 都

- 一 物品等の名称及び数量
青森丸重油供給単価契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年八月十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
北日本石油株式会社
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目二八の五
- 六 契約金額
一キロリットル 七万八千六百九十七円五十銭
- 七 契約の相手方を決定した手続
購入物品を確実に納入できると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十四年六月二十九日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭